

低炭素社会に向けた 排出量取引の国内外動向

塚田路治*
マルタ マルミローリ**
塚本幸辰*

野中美緒***
市田良夫***

Global Outlook of Emission Trading Scheme for Low Carbon Emission Society

Michiharu Tsukada, Marta Marmiroli, Yukitoki Tsukamoto, Mio Nonaka, Yoshio Ichida

要 旨

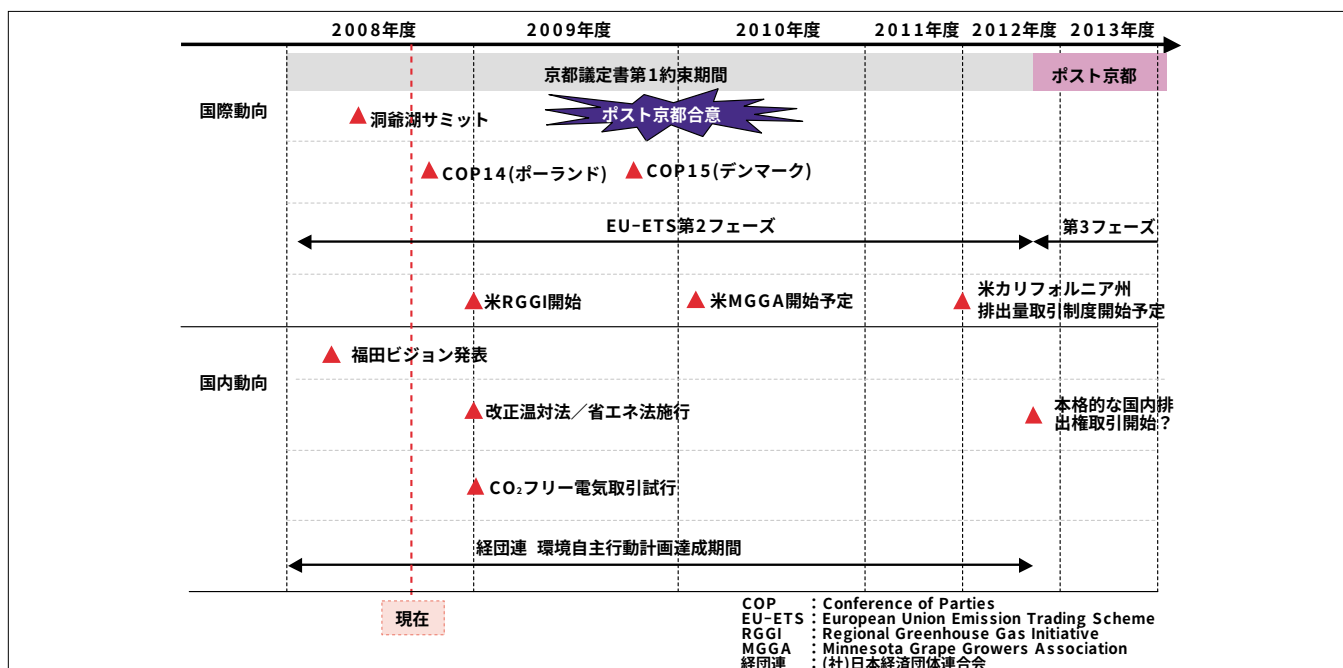
2008年7月に開催されたG8洞爺湖サミットでは、参加国首脳によって“2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量を50%削減する目標についてビジョンを共有するとともに、気候変動枠組条約UNFCCC(United Nations Framework Convention on Climate Change)に基づく今後の国際交渉で採択することを求める”というメッセージが発信された。一方、2001年には国際的な温室効果ガス排出量削減策として京都議定書が発効しており、目標達成のため、日本を含めた批准国は官民を挙げて温室効果ガスの排出削減に尽力し、2013年以降の枠組み(ポスト京都)についても、注目が集まっている。

このような国際的な動きの中で、温室効果ガス削減のための制度として国や地域レベルで排出量取引制度の導入が進んでいる。EU(European Union)では京都議定書の第1約束期間に先駆けて2005年からキャップ&トレード型のEU域内排出量取引制度EU-ETS(EU Emission Trading Scheme)を開始した。米国では、国としては京都議定書から離脱しているものの、多くの州で排出量取引制度の導入が予定されている。排出量取引制度の導入拡大に伴い取引

所の設立も増加している。EUや米国だけではなく、アジアでも排出量取引所は増加すると予想される。

日本では温室効果ガス排出量とエネルギー使用量の管理・報告は義務付けられているものの、強制的な規制を課すまでは至っていない。制度としては、2000年から民間主導でグリーン電力証書取引が開始され、2009年4月からはCO₂フリー電気取引の試行が予定されている。環境付加価値を取引する市場が多様化する傾向にあるが、参加者が混乱しないよう、各商品のみならず商品間も含めて法的整備、運用面での整備が必要である。

温室効果ガス排出削減は人類の持続的発展のために行っていかなければならないといわれているものの、過度の規制は産業の発展の妨げになる。地球全体として効率的な温室効果ガス排出削減を行うために、国際的な枠組みの検討が必要である。ポスト京都における国別の排出量割当に関しては、欧米で導入が進むキャップ&トレード型か、日本が主張するセクター別アプローチか議論が分かれるところであるが、最終的に、物理的な温暖化ガス排出削減につながるような制度設計が期待される。



排出量取引整備に向けた流れ

世界的に低炭素社会実現に向けた取り組みが本格化している。国内でも、RPS法、省エネ法、温対法に基づくRPS取引、グリーン電力証書取引に続きCO₂フリー電気の取引が試行される。